

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第24号

答申番号：令和4年度答申第24号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 請求人の精神保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級は2級であったにもかかわらず、原処分（手帳更新処分）では3級と変更されたこと。
- (2) 令和3年8月12日、請求人の所在地を管轄する市町村（以下「本件市町村」という。）において更新された手帳の交付を受けた際は原処分について知らされておらず、約9ヶ月を経過してから知らされたこと。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が精神保健指定医その他精神障害の診断または治療に従事する医師の診断書（以下「指定医等診断書」という。）に基づき行うこととされている以上、原処分を違法又は不当であるということとはできない。
- (2) 本件診断書の記載内容から、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」を総合的に判定した結果、請求人の手帳の障害等級を3級と判定したものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に沿ってセンターの総合的な判定を受けて行われており、処分庁の判断に違法又は不当な点はないというべきである。
- 2 本件診断書によると、主たる精神障害である統合失調症については、「感情の平板化」及び「意欲減退」は認められるものの、その他の重篤な症状は認められず、その他「人格変化」の著しさを想起させる記載もないことからすると、統合失調症において障害等級2級と考えられる「人格変化」が「著しい」状態にあるとまではいえない。

また、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、日常生活に関する能力障害程度を示す4項目のうち1項目は「適切にできる」、2項目は「自発的にできるが援助が必要」の状態であるから、「日常生活に著しい制限」を受ける程度とまではいえない。

センター所長は、以上のような本件診断書の内容から、認定の基準に照らし、

精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的な判定を行った結果、請求人の障害等級を3級相当として判定したことが認められる。

- 2 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年11月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月8日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととされ、手帳の更新及び変更の申請に当たっても、同様の取扱いとされている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の規定において、「精神障害の状態」が、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級2級と、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級3級と、それぞれ定められている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」によると、統合失調症における精神疾患（機能障害）の状態は、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」は障害等級2級に、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」は障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。これらの処理基準の内容は、関係法令の解釈を行う上での具体的な審査基準として、特段不合理な点は認められない。

そこで本件診断書をみると、精神疾患（機能障害）の状態は、主たる精神障害である統合失調症について「感情の平板化」及び「意欲減退」の症状が認められるものの、その他の重篤な症状は認められず、その他「人格変化」の著しさを想起させる記載はない。

また、能力障害（活動制限）の状態は、日常生活能力判定において、日常生活に関する4項目のうち、「身の清潔保持」が「援助があればできる」とされているものの、「身の安全保持・危機対応」が「適切にできる」とされ、「適切な食事摂取」及び「金銭管理と買物」の2項目が「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」とされ、社会生活に関する4項目のうち、「他人との意思伝達・対人関係」が「援助があればできる」とされて

いるものの、他の3項目は「おおむねできるが援助が必要」とされている。

そして、「日常生活能力の程度」はおおむね3級程度とされる「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とされていることから、障害等級2級相当とされる「日常生活に著しい制限」を受ける程度とまではいえない。

加えて、請求人は、精神保健福祉サービス等を利用することなく在宅において単身で生活を維持していることも認められる。

以上からすると、請求人の精神疾患及び能力障害の状態は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」の状態（政令第6条第3項に定める障害等級2級の状態）にあるとまでは認められないとして、請求人の障害等級を3級としたセンターの判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過しがたい過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

請求人は、原処分について、処分後約9ヶ月を経過してから知らされたと主張する。本件市町村の職員は、請求人が本件市町村の窓口を訪れた際に、手帳の障害等級を2級としたまま誤って交付し、請求人が3級であることを知ったのは約9ヶ月後であったことが認められる。しかし、交付手続に誤りがあったとしても、障害等級を3級とした原処分の効力自体に影響を与えるものではないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

なお、念のため付言すると、請求人は原処分前、本件市町村において生活保護を受給し、手帳の障害等級2級に該当するものとして、障害者加算の支給を受けていたが、原処分によって手帳の効力は、令和3年6月以降、3級の状態となったことは上述のとおりであるところ、本件市町村は、令和4年5月に至るまで、請求人に対して、本来3級の手帳に記載すべき有効期間を2級の手帳に記載してこれを交付するなど、本件市町村自らが、2級であることの外観を積極的に作出していたことが認められる。この点に鑑みると、上記期間における障害者加算の取扱いについては、請求人に対して不利益を及ぼすべきではない。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子